

令和6年4月8日

保護者様

赤穂市立御崎小学校

災害時等学校からの緊急連絡について

陽春の候、保護者の皆様におかれましてはご健勝のことと存じます。

さて、学校では警報発令時の対応、緊急時の連絡等につきましては、下記のように対応いたしますので、ご承知おきください。

記

1 警報発令時の取扱いについて（特別警報も含む）

(1) 午前7時現在で、下記の①及び②に示す市町並びに地域において警報が発令されている場合は、学校は臨時休業とします。

①赤穂市、相生市、上郡町のいずれかに警報（暴風、暴風雪、大雨、洪水、大雪）が発令されている場合

②兵庫県全域※、兵庫県南部全域※、兵庫県播磨南西部全域※のいずれかにおいて警報が発令されている場合

※警報発令地域が、「兵庫県」「兵庫県南部」「兵庫県播磨南西部」と表現された場合は、赤穂市、相生市、上郡町が含まれているかを確認してください。

(2) 警報発令の有無は、NHKテレビ又は兵庫県防災気象情報ホームページにより各家庭でご確認ください。（兵庫県防災気象情報 <http://hyogo.bosai.info/>）

※学校メールシステム・地区連絡網の連絡による連絡を待つのではなく、各ご家庭でご判断ください。

(3) 午前7時以降に当該地域に警報が発令された場合（発令が考えられる場合も含む）は、関係機関と連絡をとり、安全に帰宅できるように配慮いたします。（場合によっては、保護者への引き渡しを行います。）

(4) 登校終了後、下校が早くなることも予測して、下校後の安全（過ごし方等）について、お子様と十分話し合っておいてください。

(5) 津波警報発令時は、高所への避難行動を最優先し、保護者への連絡や迎いの依頼は行いません。保護者自身も早急に避難行動に移ってください。

2 連絡方法

- 学校から緊急にご家庭に連絡が必要な場合、学校メールシステムでの連絡（登録完了保護者）をいたします。また、必要に応じてPTA地区長（保護者）に電話連絡をいたします。（地区内の連絡につきましては、各地区で責任をもって連絡体制を整備していただきますようお願いいたします。）
- 必要なことがあれば、学校の方から地区へ連絡いたしますので、学校への問い合わせの電話はご遠慮ください。地区への連絡が遅れたり、連絡できなくなったりする場合があります。

3 その他

- 災害時以外の緊急連絡についても、同じ方法をとります。（例えば、長期休業中の臨時全校登校日の招集、悪天候による学校行事の開催中止連絡など）
臨時休業の際は、自宅で自主学習をするなど考えて過ごさせ、危険な場所へ出むかないよう、ご指導ください。
- 登校前に警報は出ていないが、大雨の場合や雷鳴が聞こえる場合が考えられます。その時は、お子様の安全を第一に考え、保護者の判断で登校を見合わせてもらって結構です。その際は、学校へご連絡ください。